

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示		所管課(室)名
○長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱の一部改正		県民生活環境課
・救急病院の認定		医療政策課
・一般競争入札の参加者の資格等		新産業創造課
・一般競争入札の参加者の資格等		生涯学習課
◎ 公 告		
・一般競争入札の実施		新産業創造課
・大規模小売店舗の新設の届出		経営支援課
・大規模小売店舗の新設届出の取下げ		〃
・土地改良区の役員の就退任		農村整備課
・県営土地改良事業変更計画の決定		〃
・建設業の許可の取消し		監理課
・測量の実施		建設企画課
・測量の終了		〃
・一般競争入札の実施		生涯学習課
◎ 交通局公告		
・一般競争入札の参加者の資格等(告示)		交通局総務課
・一般競争入札の実施(公告)		〃
◎ 選挙管理委員会告示		
・不在者投票のできる施設の指定		選挙管理委員会書記室

告 示

長崎県告示第377号

長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱(令和2年長崎県告示第302号)の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年4月30日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前						
別表（第2条関係） 生活衛生課関係					別表（第2条関係） 生活衛生課関係						
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		
1～3 略					1～3 略						
4 略					4	生活衛生関係営業振興事業費補助金	生活衛生関係営業の振興及び活性化を図る。	生活衛生同業組合が行う次に掲げる事業に要する経費に対し、補助対象者が補助する場合の当該経費 (1) 講習会又は研修会の開催に要する経費 (2) 郷土料理又は専門料理の開発又は研究に要する経費 (3) 情報の共有化に要する経費 (4) 感染症防止対策及び食品の安全安心に関する正しい知識の啓発に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	(公財)長崎県生活衛生営業指導センター	
4 略					5 略						
食品安全・消費生活課関係					食品安全・消費生活課関係						
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		
1 略					1 略						
2	長崎県消費者行政推進補助金	消費者行政の強化・推進を図る。	1 強化事業として次に掲げる経費 (1) 地方消費者行政の情報化・自治体間連携の促進に向けた支援に要する経費 (2) 重要消費者政策に対	2分の1以内又は3分の1以内	略	2	長崎県新生活運動推進事業費補助金	安全で安心して暮らせる住みよいまちづくり運動を推進する。	補助対象者の運営に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	長崎県新生活運動協議会
3	長崎県消費者行政推進補助金	消費者行政の強化・推進を図る。	1 強化事業として次に掲げる経費 (1) SDGsへの対応のための事業に要する経費 (2) 国の制度改正等に対	2分の1又は3分の1	略	3	長崎県消費者行政推進補助金	消費者行政の強化・推進を図る。	1 強化事業として次に掲げる経費 (1) SDGsへの対応のための事業に要する経費 (2) 国の制度改正等に対	2分の1又は3分の1	略

			<p>応ずる地方消費者行政の充実・強化に要する経費</p> <p>(3) 略</p> <p>2 推進事業として次に掲げる経費</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務に要する経費</p>	略	略			<p>応じた重要消費者政策のための事業に要する経費</p> <p>(3) 略</p> <p>2 推進事業として次に掲げる経費</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>消費生活センターを置く市町が行う消費者安全法第47条第2項に基づく法定受託事務に要する経費</u></p>	略	略	
3	長崎県食育推進事業補助金	<p>国の第4次食育推進基本計画及び第4次長崎県食育推進計画の目標達成に向けた地域における食育活動を推進する。</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>学校給食における地場産物活用の促進に要する経費</u></p> <p>(8) <u>共食の場における食育活動に要する経費</u></p> <p>(9) <u>環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組に要する経費</u></p> <p>(10) <u>食品ロスの削減に向けた取組に要する経費</u></p>	略		4	長崎県食育推進事業補助金	<p>国の第3次食育推進基本計画及び第3次長崎県食育推進計画の目標達成に向けた地域における食育活動を推進する。</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>共食の場における食育活動に要する経費</u></p> <p>(8) <u>食品ロスの削減に向けた取組に要する経費</u></p>	略	

水環境対策課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県浄化槽設置整備事業補助金	<p>浄化槽の普及促進を図り、し尿と生活雑排水をあわせて処理することにより、公共用水域</p>	<p>次に掲げる経費。ただし、補助対象経費の基準は、別に定める。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>公共浄化槽等整備推進事業</u>において、補助</p>	略	

水環境対策課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県浄化槽設置整備事業補助金	<p>浄化槽の普及促進を図り、し尿と生活雑排水をあわせて処理することにより、公共用水域</p>	<p>次に掲げる経費。ただし、補助対象経費の基準は、別に定める。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>浄化槽市町村整備推進事業</u>において、補助</p>	略	

	の水質汚濁防止及び公衆衛生の向上に寄与する。	対象者が設置主体となつて浄化槽を特定の地域を単位として整備するために必要な経費	略
2～4 略			

資源循環推進課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

	の水質汚濁防止及び公衆衛生の向上に寄与する。	対象者が設置主体となつて浄化槽を特定の地域を単位として整備するために必要な経費	略
2～4 略			

資源循環推進課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 長崎県漂流・漂着ごみ撤去事業補助金	漂流又は漂着ごみの撤去等を促進することにより、海岸環境の保全を図る。	補助対象者が漂流又は漂着ごみ（災害等により国等からの補助金の交付の対象となる場合を除く。）の撤去、運搬及び処分に要する経費	補助率及び交付限度額は次のとおり。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。 （1）離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項で指定される地域の場合10分の6以内。 。 ー た だ し 。 ー 420万円を限度とする。 。 ー	市町

									(2) (1) 以外 の場 合2 分の 1以 内。 た だし 、 150 万円 を限 度と する 。
1 略					2 略				
2	長崎県 海岸漂 着物等 地域対 策推進 事業補 助金	海岸の良 好な景観 及び環境 並びに海 岸環境を 保全し、 海洋ごみ の円滑な 処理及び 発生抑制 を図る。	海岸漂着物対策 を重点的に推進 する区域におい て、海洋ごみの 回収及び処理並 びに発生抑制対 策等に要する経 費	(1) 離 略 島 振 興 対 策 実 施 地 域 (離 島 振 興 法 (昭 和 28年 法律 第72 号) 第 2 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 指 定 さ れた 離 島 振 興 対 策 実 施 地 域 を い う。) 10分 の 9 以 内 (海 岸 に 漂 着 し た	3	長崎県 海岸漂 着物等 地域対 策推進 事業補 助金	海岸の良 好な景観 及び環境 並びに海 岸環境を 保全し、 海洋ごみ の円滑な 処理及び 発生抑制 を図る。	海岸漂着物対策 を重点的に推進 する区域におい て、海洋ごみの 回収及び処理並 びに発生抑制対 策等に要する経 費	(1) 離 略 島 振 興 対 策 実 施 地 域 10 分の 9 以 内 (海 岸 に 漂 着 し た 又 は 海 上 を 漂 流 し て いた 木 造 船 等 であ って、 朝 鮮 半 島 か ら の も の 思 料 さ れる も の であ ると 別 に 定め る 手 続 き

の範囲
内で知
事が
定め
る額
を限
度と
する
。

(2) 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項及び第2項、第41条第1項及び第2項、第44条第4項に規定

(2) 過疎地域、半島振興対策実施地域並びに有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）に規定する指定地域10分の8以内（確認漂着木造船等を回収・処理する

する
過疎
地域
とみ
なさ
れる
区域
を含
む。
)を
いう
。)、
半島
振興
対策
実施
地域
(半
島振
興法
(昭
和60
年法
律第
63号
)第
2条
第1
項に
より
規定
する
半島
振興
対策
実施
地域
をい
う。
)並
びに
有明
海及
び八
代海
等を
再生
する
ため
の特
別措
置に
関す
る法
律(

場合
は、
10分
の9
以内
)。た
だし、
予算
の範
囲内
で知
事が
定め
る額
を限
とす
る。

平成14年法律第120号)第2条第6項により規定する指定地域10分の8以内(確認漂着木造船等を回収・処理する場合は、10分の9以内)。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。
(3)~(6)略

(3)~(6)略

3~4 略

4~5 略

自然環境課関係

自然環境課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県国立公園清掃	国立公園の美化清掃を推進	県内の国立公園重点清掃地域での美化清掃活動	略	略略略

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県国立公園清掃	国立公園の美化清掃を推進	県内の国立公園重点清掃地域での美化清掃活動	略	略略略

	活動費補助金	し、その清潔を保持する。	に要する経費		一般財団法人自然公園財団		活動費補助金	し、その清潔を保持する。	に要する経費		一般財団法人自然公園財団雲仙支部
2	緑といきもの賑わい事業補助金	「長崎県生物の多様性の保全に関する基本的な計画」に基づく各種保全対策を推進する。	次に掲げる事業等に要する経費 1 保全地域等の風致景観の改善に係る事業 (1) 通景確保事業 (2) 公有地における原風景再生事業	(1) 2分の1(離島部にあっては3分の2)以内 (2) 10分の10以内	(1) 市町 (2) 市町		2	緑といきもの賑わい事業補助金	次に掲げる事業等に要する経費 (1) 緑化事業及び花壇の造成 (2) 公有地における原風景再生のための緑化樹木等の購入 (3) 長崎県生物の多様性の保全に関する基本的な計画に基づく保全地域等の保全事業、希少野生動植物の保護増殖事業等 (4) 緑化樹木の購入及び植栽	(1) 2分の1(離島部にあっては3分の2)以内(特定非営利活動法人、任意団体等の場合は、10分の9以内) (2) 10分の10以内 (3) 2分の1(離島部にあっては3分の2)以内(特定非営利活動法人、任意団体等の場合は、10分の9以内) (4) 2分の10以内	市町、特定非営利活動法人等

								並びに花壇の 造成	1以 内
		2 生物多様性 の保全に係る 事業							
		(1) 緑化事業	(1) 2	(1) - 1					
			分の	市町					
			1 ((1) - 2					
			市町	社会					
			の場	福祉					
			合、	法人					
			離島	、学					
			部に	校法					
			あつ	人、					
			ては	医療					
			3分	法人					
			の2	(1) - 3					
)以	中小					
			内	企業					
				等協					
				同組					
				合、					
				中小					
				企業					
				団体					
				、商					
				工会					
				議所					
				、商					
				工会					
				(1) - 4					
				中小					
				企業					
				者					
				(1) - 5					
				緑化					
				推進					
				団体					
				(1) - 6					
				特定					
				非営					
				利活					
				動法					
				人					
				(1) - 7					
				(社					
)日					
				本動					
				物園					
				水族					
				館協					
				会及					
				び(
				社)					
				日本					
				植物					
				園協					

				加 盟 の 動 物 園、 水 族 館、 植 物 園					
				(1) - 8					
				任 意 団 体 、 ボ ラン テイ ア 団 体					
		(2) 保全地域等	(2) 2	(2) - 1					
		の保全事業、	分の	市町					
		希少野生動植	1 ((2) - 2					
		物の保護増殖	離島	社会					
		事業等	部に	福祉					
			あつ	法人					
			ては	、学					
			3分	校法					
			の2	人、					
)以	医療					
			内(法人					
			特定	(2) - 3					
			非営	中小					
			利活	企業					
			動法	等協					
			人、	同組					
			任意	合、					
			団体	中小					
			、ボ	企業					
			ラン	団体					
			テイ	、商					
			ア団	工会					
			体、	議所					
			中小	、商					
			企業	工会					
			者の	(2) - 4					
			場合	中小					
			は、	企業					
			10分	者					
			の9	(2) - 5					
			以内	緑化					
)	推進					
				団体					
				(2) - 6					
				特定					
				非営					
				利活					
				動法					
				人					

				(2) - 7 (社) 日 本動 物園 水族 館協 会及 び(社) 日 本植 物園 協会 加盟 の動 物園、 水族 館、 植物 園					
				(2) - 8 任 意 団 体、 ボ ラン ティ ア団 体					
		(3) 保全等活動 に資する普及 啓発、組織基 盤強化事業	(3) 2 分 の 1 (離 島 部 に あ っ て は 3 分 の 2) 以 内 (特 定 非 営 利 活 動 法 人、 任 意 団 体、 ボ ラン ティ ア団 体、 中 小 企 業 者 の	(3) - 1 市 町 (3) - 2 社 会 福 祉 法 人、 学 校 法 人、 医 療 法 人 (3) - 3 中 小 企 業 等 協 同 組 合、 中 小 企 業 団 体、 商 工 会 議 所、 商 工 会					
				(3) - 4					

				中小 企業 者 (3) - 5 緑化 推進 団体 (3) - 6 特定 非営 利活 動法 人 (3) - 7 (社))日 本動 物園 水族 館協 会及 び(社) 日本 植物 園協 会加 盟の 動物 園、 水族 館、 植物 園 (3) - 8 任意 団体 、ボ ラン ティ ア団 体				
3～5 略				3～5 略				

長崎県告示第378号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和3年4月30日

長崎県知事 中村 法道

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
長崎県対馬病院	対馬市美津島町雞知乙1168番7	令和3年5月17日	令和6年5月16日

長崎県告示第379号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年4月30日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

令和3年度先端技術導入促進業務委託
（業務番号 3新産第39号）

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日及び入札期日以前6月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当する者
- (10) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していない者
- (11) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱第4条に基づく排除措置を受けている者

3 競争入札参加者の資格要件

平成30年4月1日から申請書の提出期限の日までにおいて、当該業務と類似する業務の履行実績があること

4 入札参加者の資格及びその審査

- (1) 入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
- オ 過去の類似する業務の実績

5 資格審査申請の時期

この告示の日から、令和3年5月18日までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

6 資格審査申請の方法**(1) 申請書の入手方法**

一般競争入札参加資格申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）は、この告示の日以降、長崎県産業労働部新産業創造課ホームページから入手することができる。

(2) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書（第1号様式）に次の書類を添え、(3)に掲げる場所に提出すること。

なお、郵送（書留郵便）による提出も可とする（令和3年5月18日必着）。

ア 誓約書（第2号様式）

イ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 県税に関し未納がないことを証する証明書（長崎県に納税義務が無い場合には、本社の所在する都道府県税に関し未納がないことを証する証明書）

オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

カ 印鑑届（第3号様式）

キ 口座振替申込書（第4号様式）

ク 平成30年4月1日から申請書の提出期限の日までに、当該業務と類似した業務について実績を証明する書類（任意様式、契約書の写し等を添付）

ケ その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類

※ 提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書の提出場所

長崎県産業労働部新産業創造課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（電話）095-895-2525

7 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（第5号様式）により通知（郵送）する。

8 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和4年3月31日までとする。

9 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)から(II)までに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第380号

物品の借入について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年4月30日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品

調達する物品は、次のとおりとする。

3 教生第27号 長崎図書館郷土資料センター I C タグ関連機器等の賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

(4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和3年5月21日（金）までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地

方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のイからロまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

一般競争入札の実施（公告）

令和3年度先端技術導入促進業務について総合評価一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年4月30日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務番号 3新産第39号

(2) 業務名 令和3年度先端技術導入促進業務委託

(3) 履行期間 契約締結日から令和4年3月15日（火）まで

(4) 業務概要 本業務は、製造業やサービス産業等のユーザー企業が直面する様々な課題について、情報関連産業を中心とした県内サプライヤー企業が、自社の技術やソリューションを活用して課題解決の提案と実際に導入、実装する実践の場を、実証事業として提供することにより、県内サプライヤー企業と県内ユーザー企業の双方に先端技術やDXツールの効果を実感してもらう機会と事例を創出し、長崎県内におけるAI・IoT・ロボット関連の先端技術およびDXツールの本格導入と活用促進を図る。なお、仕様等詳細については入札説明書による。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるもののうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 令和3年度先端技術導入促進業務に関する令和3年4月30日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入

札の参加資格を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (4) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記載のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- (住所) 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
- (名称) 長崎県産業労働部 新産業創造課 DX・新産業支援班
- (電話) 095-895-2525 (直通)
- (提出期限) 令和3年5月18日
- 4 入札参加条件
- 当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- 5 当該委託契約に関する事務を担当する部局等の名称等
- (住所) 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
- (名称) 長崎県産業労働部 新産業創造課 DX・新産業支援班
- (電話) 095-895-2525 (直通)
- 6 契約条項を示す場所
- 5の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法
- (期間) この公告の日から令和3年5月18日まで
- (場所) 長崎県産業労働部新産業創造課ホームページ上において掲載する。
- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 入札の方法等
- (1) この入札は、令第167条の10の2第1項の規定による、総合評価一般競争入札で行うので、別に定める技術提案書作成要領に基づく技術提案書及び契約希望金額を記載した入札書を提出しなければならない。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 入札は、別に指定する入札書及び入札用封筒に必要事項を記載して、記名押印の上、封印をして、入札当日に入札者又はその代理人が直接入札箱に投函すること。ただし、(9)に記載のとおり、郵送による入札も可能とする。
 - (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。
 - (5) 入札執行回数は3回を限度とする。
 - (6) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。
 - (7) 技術提案書の提出期限及び場所
- (期限) 令和3年5月25日(火)17時00分まで
- (場所) 5の部局に直接持参又は郵送すること。
- (8) 技術提案書審査会
- (期日) 技術提案書提出者に別途通知する。
- (場所) 技術提案書提出者に別途通知する。
- (9) 入札の場所及び期日等
- (場所) 長崎県庁行政棟3階320会議室(長崎市尾上町3番1号)
- (期日) 令和3年6月10日(木)11時30分開始

入札当日が悪天候（大雨等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

（郵送による場合の入札書の受領期限等）

（受領期限） 令和3年6月9日（水）17時（必着）

（提出先） 長崎県産業労働部 新産業創造課

（その他） 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかの場合で事前に県の承認を受けたときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（入札見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかの場合で事前に県の承認を受けたときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到着しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者のうち、技術提案書の審査に基づく技術評価点、入札金額に基づ

く価格評価点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術評価点の高い入札者を落札者とする。さらに、技術評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

(2) 技術評価点は、基礎点10点と加算点190点の合計200点とし、基礎点に満たない技術提案書を提出したものは失格とし、総合評価点は与えない。なお、基礎点を満たしている技術提案書であっても、加算点が95点に満たない場合は失格とし、総合評価点は与えない。

(3) 価格評価点は、100点とし、入札価格に応じて点数を与える。

(4) (1)に該当する入札参加者がいない場合、総合評価点（技術評価点と価格評価点の合計）が最も高い者と随意契約を行うことができる。ただし、入札執行者が入札の状況から随意契約が可能であると認めた場合に限る。

(5) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。

14 落札者決定基準

落札者決定基準については、別に定める。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Administration and providing service of trial projects with advanced technologies or digital tools, 2021
(The details are described in the manual of this tender.)

(2) Time-limit for tender by registered mail:

5:00 p.m. June 9, 2021

(3) Date and time for opening of tender:

11:30 a.m. June 10, 2021

(4) Point of Contact:

New Industry Creation Division, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi, Nagasaki 850-8570 JAPAN
TEL +81-95-895-2525

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年4月30日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス三重店

長崎県長崎市京泊三丁目1929番13 外

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年12月17日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,820平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物南西側 80台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物敷地南東側 10台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 150.0平方メートル
建物北東側 125.0平方メートル 合計275.0平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内西側 9.0立方メートル
建物内北東側 10.42立方メートル 合計19.42立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ダイレックス株式会社 午前9時から午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地南西側 1箇所
建物敷地南東側 1箇所 合計2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日

令和3年4月16日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の新設届出の取下げ（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により届出があった次の店舗について、当該届出の取下げがあったので公告する。

令和3年4月30日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス三重店

長崎県長崎市京泊三丁目1929番13 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 3 法第5条第1項の規定に基づく届出の公告
令和3年2月26日付長崎県公報第10998号
- 4 届出を取り下げた日
令和3年4月16日

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、守山土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年4月30日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
田 中 富 義	雲仙市吾妻町本村名822番地	吉 本 修 一	雲仙市吾妻町本村名481番地
尾 崎 行 雄	雲仙市吾妻町本村名465番地第1	村 山 安 重	雲仙市吾妻町平江名199番地
元 村 和 仁	雲仙市吾妻町木場名482番地	西 本 志 治	雲仙市吾妻町平江名928番地第2
森 田 久 義	雲仙市吾妻町古城名160番地第2	吉 本 実 男	雲仙市吾妻町木場名464番地
西 本 志 治	雲仙市吾妻町平江名928番地第2	浦 川 秀 勝	雲仙市吾妻町本村名533番地1
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
田 中 章 貴	雲仙市吾妻町本村名415番地	前 田 浩 文	雲仙市吾妻町古城名512番地
白 山 武 志	雲仙市吾妻町古城名521番地	田 中 章 貴	雲仙市吾妻町本村名415番地
松 尾 秀 喜	雲仙市愛野町甲3989番地2		

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、空池原地区県営土地改良事業計画（区画整理工、農業用排水施設工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年4月30日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称

空池原地区県営土地改良事業変更計画書（区画整理工、農業用排水施設工）

2 縦覧期間

令和3年4月30日から令和3年6月2日まで

3 縦覧場所

雲仙市農林水産部農漁村整備課

雲仙市南串山総合支所地域振興課

南島原市農林水産部農村整備課（有家庁舎）

南島原市市民生活部加津佐支所

建設業の許可の取消し（公告）

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年4月30日

長崎県知事 中村 法道

1 処分をした年月日

令和3年4月21日

2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

被処分者の商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許 可 番 号
株式会社ダイニチ	東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷1705	武村 龍弥	長崎県知事 (般特-02) 第1339号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し

4 処分の原因となった事実

被処分者の代表取締役にあつては、令和2年12月7日付けで刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項の公契約関係競売等妨害罪による懲役1年、執行猶予3年の刑が確定した。

このことが、建設業法第8条第12号の欠格要件に該当し、同法第29条第1項第2号に定める取消し事由に該当する。

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量、水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年4月30日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷	令和3年5月10日から 令和3年10月14日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（国土広域情報 修正）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年4月30日

長崎県知事 中村 法道

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県全域	令和3年3月31日

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入れについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年4月30日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

3 教生第27号 長崎図書館郷土資料センター I C タグ関連機器等の賃貸借及び保守

(1) 借入物品及び数量

仕様書による。

(2) 借入物品の特質等

仕様書による。

(3) 借入期間

令和3年11月1日（月）から令和8年3月31日（火）（53ヶ月）

(4) 納入期限

令和3年10月29日（金）

(5) 納入場所及び条件

仕様書による。

(6) 入札の方法

前記(1)の物件を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争参加資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和3年5月21日（金）17時00分

4 入札参加条件

長崎図書館郷土資料センターで使用するICタグシステム及び図書館情報システムとの連携、接続に支障なく動作する性能を満たすことが確認できた機器を迅速かつ確実に納品できると認められる者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県教育庁生涯学習課

(電話) 095-894-3362

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

入札説明書は、この公告の日から5の部局において、競争入札に参加しようとする者に交付する。

なお、長崎県教育庁生涯学習課ホームページ上 (<https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-shogai/> ～) からでも入手できる。

8 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書(調達様式第11号)及びICタグ関連機器及び図書館情報システム動作に係る誓約書(様式第12号)を提出すること。

(提出場所) 5の部局等とする。

(提出期限) 令和3年6月7日(月)17時(必着)

9 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟7階701会議室

(期日) 令和3年6月10日(木)10時00分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和3年6月9日(水)17時(必着)

(提出先) 長崎県教育庁生涯学習課

(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease :
Nagasaki Library Local Collection Center IC tag related equipment leasing and maintenance
- (2) Lease period:
November 1st, 2021 through March 31, 2026
- (3) Delivery place :
Nagasaki Prefectural Nagasaki Library Local Collection Center
1-51 Tateyama Nagasaki
- (4) Delivery period :
October 29, 2021
- (5) Time-limit for tender by registered mail :
5:00 pm. June 9, 2021 (Japan time)
- (6) Date and time for the opening of tender :
10:00 am. June 10, 2021 (Japan time)
- (7) Point of Contact :
Lifelong Learning Division, Education Bureau, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki, 850-8570, Japan
TEL 095-894-3362

交 通 局 公 告

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年4月30日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 調達する物品の名称及び予定数量
軽油 1,410キロリットル
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) 当該軽油を確実に納入できない者
 - (7) 直近の決算において、売上高が10億円未満である者
 - (8) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
 - (9) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
 - (1) 2の(1)から(9)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
 - (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(3)審査事項のみのみを審査する。
 - (3) 審査事項
審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。
 - ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額
 - イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
 - ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
 - エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況
 - オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率
 - ㊦ 売上高当期利益率
 - ㊧ 固定長期適合率
 - ㊨ 流動比率
 - カ 当該軽油を確実に納入しうること（様式第4号から様式第8号まで）。
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - (1) 申請の時期
この告示の日から令和3年5月21日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(3) 申請書の提出方法

ア 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- ㊦ 誓約書
- ㊧ 委任状
- ㊨ 印鑑届（様式第3号）
- ㊩ 当該軽油を確実に納入しうることの証明（様式第4号から様式第8号まで）
- ㊪ 直近の決算書の写し
- ㊫ 県からの資格審査結果通知書の写し

イ 申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書（様式第2号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- ㊦ 誓約書
- ㊧ 財務関係明細書
- ㊨ 営業概要書
- ㊩ 委任状
- ㊪ 法人にあつては登記簿謄本
- ㊫ 個人にあつては次の a 及び b
 - a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- ㊬ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- ㊭ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- ㊮ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- ㊯ 印鑑届（様式第3号）
- ㊰ 当該軽油を確実に納入しうることの証明（様式第4号から様式第8号まで）
- ㊱ 直近の決算書の写し

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- （住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
- （名称）長崎県交通局管理部総務課（総務係）
- （電話）095-822-5141

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第9号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

7 資格の取消等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格

者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和3年4月30日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品名及び数量

軽油 1,410キロリットル

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による

(3) 納入期間

令和3年6月1日から令和3年8月31日まで

(4) 納入場所

ア 長崎営業所（長崎市八千代町3-1）

イ 矢上営業所（長崎市田中町384-1）

ウ 長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721-2）

エ 諫早営業所（諫早市貝津町1492-1）

オ 大村営業所（大村市松山町489-13）

(5) 一連の調達契約に関する事項

ア 今後調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期

軽油 1,372キロリットル 令和3年8月頃

イ 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

令和3年2月9日

(6) 入札の方法

入札は、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 軽油調達に関する令和3年4月30日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和3年4月30日付け長崎県公報第11016号搭載）に定める資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(6) 直近の決算において、売上高が10億円以上であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務係）

(電話) 095-822-5141

(提出期限) 令和3年5月21日

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。
- (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1

(名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務係)

(電話) 095-822-5141

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) 令和3年4月30日から令和3年5月21日(県の休日を除く。)

(場所) 5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課(総務係)

(受領期限) 令和3年5月25日 午後5時00分

(提出方法) 直接又は郵送(郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。

10 入札の場所及び日時等

(場所) 長崎県交通局本局3階 第2研修室

(日時) 令和3年5月26日 午前10時00分

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。

ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。

ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
light oil 1,410KL
- (2) Delivery period
From June 1st, 2021, to August 31, 2021
- (3) Delivery place
 - a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
 - b) Yagami Office Nagasaki City, Tanaka-machi, 384-1
 - c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2
 - d) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1

- e) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
- (4) Time-limit for tender
No later than May 25, 2021
- (5) Date and time for the opening of tender:
10:00 May 26,2021
- (6) Contact point for the notice
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
Tel 095-822-5141

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

令和3年4月30日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

施設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
佐世保国際通り病院	佐世保市浜田町1番6号	令和3年4月22日

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリント
田宏弥